

令和4年那審第20号

裁 決  
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和4年7月16日23時15分  
沖縄県伊江島北方沖合
- 2 船舶の要目  
船種船名 遊漁船A  
総トン数 4.9トン  
登録長 11.90メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 220キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成2年3月に進水し、漁ろう以外のことをする場合の最大とう載人員が船員1人及び旅客25人のFRP製小型兼用船で、船体中央部に操舵室を配置し、同室前部中央に舵輪、自動操舵装置及び計器盤を、左舷側にレーダー、魚群探知機及びGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦レバー等をそれぞれ装備し、舵輪後方に足置き台付きの床高が約50センチメートルとなる操縦席及び同席上方の天井に開閉式の開口部を設け、操舵室前部下方に船室を区画していた。

#### (2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）新造したAの係留地を沖縄県沖縄島中部の西岸に築造された同県恩納漁港として通年、同漁港北方沖合、沖縄県久米島及び伊江島の各周辺水域で遊漁を行わせており、昼夜を問わず豊富な航行経験を有するほか、恩納漁港から同漁港北方沖合に至る水域並びに久米島及び伊江島の各周辺水域における水路事情を承知していた。

#### (3) 伊江島及び同島周辺水域

伊江島は、沖縄島の本部半島北西方沖合約4海里の東シナ海に位置し、なだらかな起伏や丘が続いた地形の東岸、南岸及び西岸並びに断崖絶壁が連なった地形の北岸からなるさんご礁島で、北方沖合が急深になっていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年7月16日19時00分恩納漁港

を発し、同漁港北方沖合約14海里にあたる伊江島南方沖合の南ノ曾根と称する釣り場に向かった。

a 受審人は、GPSプロッターを作動するとともに各釣り客を船尾甲板に待機させ、20時00分頃前示釣り場に到着して漂泊しながら遊漁を行わせていたものの、折からの南西風が増してきたことから、釣り場を変更することとし、舵輪後方に立ち、22時30分頃同釣り場を発進して伊江島北方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、22時30分半僅か過ぎ伊江島灯台から221度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地点で、魚群探知機を作動するとともにGPSプロッターに伊江島周辺水域を表示させ、同島西方沖合に拡張するさんご礁の位置を同プロッターで確かめ、針路を036度に定めて自動操舵とし、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、23時03分半僅か過ぎ伊江島灯台から306度560メートルの地点で、同灯台の灯光を右舷方に視認し、間もなく伊江島北方沖合に至れば同沖合の釣り場に向けて針路を転じるため、手動操舵に切り替え、窓越しに月明かりで照らされた同島西岸を目視しながら続航した。

a 受審人は、伊江島北方沖合に至り、23時11分僅か過ぎ伊江島灯台から014度1,500メートルの地点に達し、窓越しに月明かりで照らされた同島北岸を目視しながら針路を105度に転じ、速力を4.0ノットとし、足置き台に立ち開口部から顔を出して進行していたとき、伊江島北方沖合のさんご礁が正船首470メートルとなり、同さんご礁に向首接近する状況であったが、慣れた水域でもあり、目視により同島北岸との距離を保っているため無難に航行することができるものと思い、GPSプロッターを継続して活用

するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、伊江島北岸を目視したまま同島北方沖合のさんご礁に向首続航し、23時15分伊江島灯台から032度1,570メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同さんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、月齢は17.0、月出時刻は21時51分であった。

乗揚の結果、推進器翼、推進器軸及び舵板に曲損を生じ、a 受審人が所属する漁業協同組合から手配された業者の船舶で沖縄県中城港に引き付けられ、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、伊江島北方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同沖合のさんご礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、伊江島北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、同島周辺水域における水路事情を承知していたのだから、さんご礁に乗り揚げることをしないよう、GPSプロッターを継続して活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、目視により伊江島北岸との距離を保っているため無難に航行することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同島北方沖合のさんご礁に向首接近する状況に気付かないまま進行して同さんご礁に乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 5 月 3 0 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文